⑹　経常建設共同企業体（甲型）にあっては、構成員のうちいずれか１社が、元請けとして完成・引き渡しが完了した、上記⑸の要件を満たす建築工事の新営（新築又は増築）工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、上記⑸①の工事と②の工事は同一工事でなくともよい。

その他の構成員にあってはそれぞれ平成９年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次の㈎から㈐までの全ての要件を満たす建築工事の新営（新築又は増築）工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

また、当該施工実績が適切なものであること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

ただし、申請書及び確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、当該施工実績が適切なものであるとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。

㈎　建物用途　独立住宅、集合住宅（寮、宿舎を含む）以外の建物（基礎、躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事）

㈑　構造　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

㈒　建物規模　延べ面積　1,000㎡以上

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ただし、本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任は要しない。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成９年４月１日以降に、元請けとして完成・引き渡しが完了した、上記⑸①の全ての要件を満たす新営（新築又は増築）工事の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。施工経験とは、工事着手から完成・引渡しまで従事した経験とする（準備期間は除く。）。

また、当該施工経験が適切なものであること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。（詳細は入札説明書参照。）

ただし、申請書及び確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、当該施工経験が適切なものであるとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が、主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できることとし、うち１人が上記①及び②の要件を満たしていること。

なお、監理技術者の場合は上記③の要件についても満たしていること。

⑻　申請書及び確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者でないこと。又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑾　経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が、⑴及び⑻の要件を満たしていること。

⑿　入札参加者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムから当該工事の入札説明書及び見積りに必要な図書等をダウンロードしない者又は発注者の指定する方法（ＣＤ－Ｒ等による貸与等）での交付を受けない者は入札に参加することができない。

⒀　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒁　当該工事の技術提案が適正であること（詳細は入札説明書参照。）。

３　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次の②の技術提案を受け付け、①及び②と価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　技術提案

ⓐ　指定テーマ：鉄骨工事（工場製作を除く）の施工における品質管理について

ⓑ　指定テーマ：コンクリート躯体の品質確保について

⑵　技術提案における最低限の要求要件（以下「要求要件」という。）として、上記ⓐ及びⓑの両方が、設計図書及び関係法令を満たしており、その施工計画書が具体的に示されていること。

⑶　落札者の決定方法

①　入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記⑷「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ⓐ　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

なお、予定価格は、設計図面及び設計図書に基づき算出し、総合評価管理費は含まない。

ⓑ　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。

②　上記①において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

⑷　総合評価の方法

①　標準点　当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる者に標準点100点を与える。

②　施工体制評価点及び加算点　資料の内容に応じ、下記㈀の評価を行い施工体制評価点を与え、また㈁の評価項目毎に評価を行い、加算点を与える。

施工体制評価点の最高点数は30点、加算点の最高点数は40点とする。

なお、㈁技術提案の評価は入札説明書等に示された内容（以下「標準案」という。）について、それと異なる施工方法等（以下「ＶＥ提案」という。）を評価し標準案は評価しない。

㈀　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

㈁　技術提案

「加算点」の算出方法は、上記㈁の評価項目の満点（合計点数）を加算点最高点数40点に相当するものとし、各企業の獲得点数により加算点（小数点第２位切り捨て）を算出する。

③　入札価格及び技術提案に係る総合評価は、入札者の申込みに係る上記①及び②により得られた標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

⑸　上記⑷②の評価項目の詳細は入札説明書による。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒980―8602 宮城県仙台市青葉区二日町９番15号　国土交通省東北地方整備局総務部契約課契約第二係　電話022―225―2171㈹　内線2531

⑵　入札説明書の交付期間及び方法　入札説明書を電子入札システムにより交付する。（電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「登録文書一覧」欄から、ダウンロードすること。）

交付期間は、公告の日から平成24年７月20日までの土曜日、日曜日及び休日までを除く毎日、午前９時から午後５時まで（最終日は入札書受付時刻である午後４時）。